

能代市地域防災計画の見直し方針及び主な修正事項（骨子案）

1. 見直しの背景

近年発生した災害対応の教訓、及び関係法令の改正を踏まえ見直された国の防災基本計画、及び秋田県地域防災計画等の上位計画が見直されている。また、自然条件の変化のみならず、人口減少や高齢化等による社会環境の変化も災害リスクを高める要因となっており、高齢者等は災害時の避難等に支援を要することも多く、高齢者等の要支援者に対する災害対策は喫緊の課題となっている。

そこで、市独自の見直しや火山防災協議会の協議事項などを反映させた「能代市地域防災計画」の見直しを行う。

2. 見直し方針

次の3本を大きな柱とし、4つの留意点のもと見直しを行う。

(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

(2) 十和田火山災害を想定した火山災害対策の強化

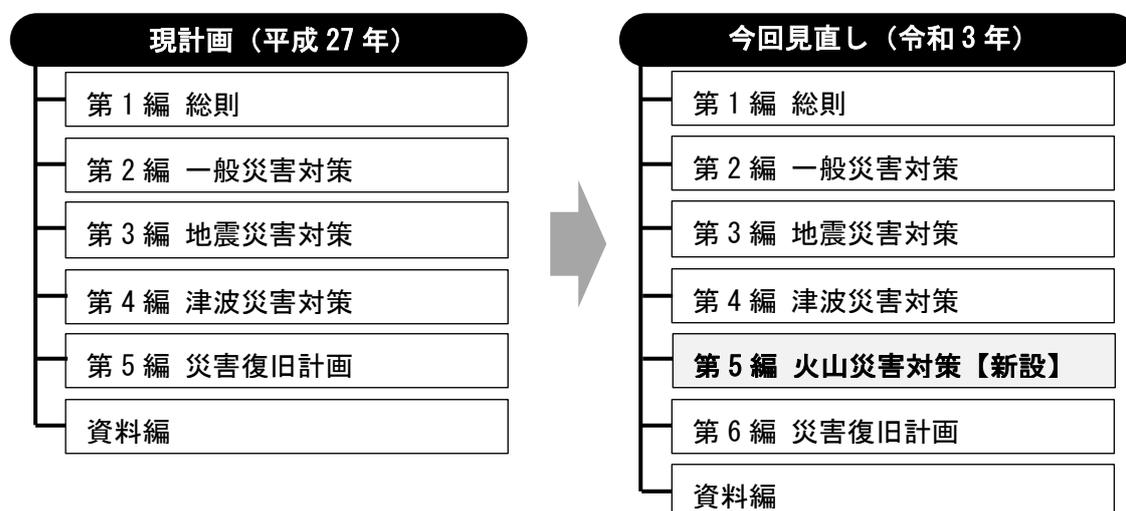
(3) 近年の大規模災害からの教訓を踏まえた防災対策の見直し

留意点

1. 新型コロナウイルス感染症への対策を考慮すること
2. 自助・共助の取組を推進すること
3. 女性や要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）、LGBT等の視点を取り入れること
4. 災害対応業務のデジタル化の推進を考慮すること

3. 計画の体系

火山災害対策に係る項目を「第5編 火山災害対策」として新設する。第1～4編、第6編、資料編については、県計画と整合を図りながら、市の実情にあわせた更新を行う。



4. 主な修正事項

(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

令和元年の台風第15号と第19号をはじめとした一連の被害への検証を踏まえ、災害対策基本法の一部改正が行われた。令和3年の改正では、避難勧告・指示の一本化や個別避難計画の努力義務化等が示されたことを踏まえ、これらを反映した修正を行う。

○避難勧告・避難指示の一本化等

避難情報のあり方を包括的に見直し、新たな避難情報として、避難勧告・避難指示を一本化し、警戒レベルと併せた「避難指示」と「高齢者等避難」の2種類の避難情報による運用に統一する。(※厳密には、警戒レベル5での「緊急安全確保」も含まれる。)

○個別避難計画の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成を促進する。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(内閣府 HP より抜粋)

(2) 十和田火山災害を想定した火山災害対策の強化

十和田火山防災協議会により、平成30年1月に火山ハザードマップ「十和田火山災害想定影響範囲図」が作成・公表された。

このなかで、能代市への火山泥流・降下火砕物の影響が示されたことを踏まえ、能代市地域防災計画においても、秋田県地域防災計画「第5編 火山災害対策」に基づいて、「火山災害対策編」を新設する。

記載する主な項目を以下に示す。

- 十和田火山の概要と災害想定
- 災害予防計画として、火山防災協議会との連携、防災訓練、防災情報の収集・伝達、農林漁業災害予防
- 災害応急対策計画として、噴火警報等の伝達計画、避難計画、安全確保・被災者生活支援等の継続的対応



※図中の青い線は、米代川、岩木川、奥入瀬川の流域界を示す

(「十和田火山災害想定影響範囲図」より抜粋)

(3) 近年の大規模災害からの教訓を踏まえた防災対策の見直し

近年、台風や豪雨による風水害や、内陸直下の地震など、大規模災害が毎年のように発生しており、それら災害対応の教訓を踏まえた法令等の改正（参考資料参照）や、防災対策・対応の改善が進められている。

今回の計画見直しにおいては、これらを反映した防災基本計画、秋田県地域防災計画と整合を図りながら、市独自の取組を含めた、防災・減災対策の追加・修正を行う。

- 災害時の業務継続のための重要な要素の明確化（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等）
- 災害対応体制・受援体制強化に向けた取組推進
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化
- 災害リスクととるべき行動の理解促進に基づく自助・共助の取組推進
- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 物資調達・集積管理・輸送調整等における民間事業者の活用等による円滑化
- 災害廃棄物処理体制の整備
- 罹災証明書や人員確保、物資調達等の各種支援システムの活用推進
- 広域大規模災害、複合災害を想定した備え
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO 等との連携・協働の促進等

(4) その他

- 最新情報を踏まえた津波災害対策編の更新・充実
- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定への反映
- 受援体制の整備に関する今後の取組
- 組織体制等の時点修正

参考：近年の主な大規模災害と防災基本計画に関連する法令の改正（1/2）

	主な災害	関連法令の改正	防災基本計画に関連する主な改正内容
2014	平成 26 年 8 月豪雨 平成 26 年御嶽山噴火	—	—
2015	平成 27 年口永良部島噴火 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	災害対策基本法 (2015. 3)	○大規模災害発災時における災害廃棄物に関する処理指針の策定 ○災害廃棄物処理の国による代行
		廃棄物処理法 (2015. 3)	○仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項 ○災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進
		水防法 (2015. 5)	○現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 ○想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設 ○内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設 ○下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け
		下水道法 (2015. 5)	○浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備と連携 ○民間事業者等との協定締結等による災害時における下水道施設の維持又は修繕
		活火山法 (2015. 7)	○活火山対策の総合的な推進に関する基本指針の作成・見直し ○警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備 ○火山防災協議会の具体的な検討事項 ○警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など地域防災計画に定めるべき事項 ○噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達
2016	平成 28 年熊本地震 平成 28 年台風第 10 号	—	—
2017	平成 29 年 7 月九州豪雨	水防法 (2017. 6)	○大規模氾濫減災協議会制度の創設 ○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化 ○浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等 ○民間を活用した水防活動の円滑化 ○浸水拡大を抑制する施設等の保全 ○国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上
		港湾法 (2017. 7)	○国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施

参考：近年の主な大規模災害と防災基本計画に関連する法令の改正（2/2）

	主な災害	関連法令の改正	防災基本計画に関連する主な改正内容
2018	平成 30 年 1 月大雪 平成 30 年 7 月豪雨 平成 30 年北海道胆振東部地震	道路法 (2018. 3)	○国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設
2019	令和元年台風第 15 号 (令和元年房総半島台風) 令和元年台風第 19 号 (令和元年東日本台風)	災害救助法 (2019. 4)	○救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施
2020	令和 2 年 7 月豪雨	—	—
2021	—	災害対策基本法 (2021. 5)	○避難勧告・避難指示の一本化等 ○個別避難計画の作成 ○災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置 ○災害対策の実施体制の強化
		流域治水関連法 (2021. 5)	○流域治水の計画・体制の強化 ○氾濫をできるだけ防ぐための対策 ○被害対象を減少させるための対策 ○被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

※台風の標記について、「号」の後に括弧書きのある台風は、気象庁が名称を定めた台風になります。